

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する地域経済牽引事業（以下「地域経済牽引事業」という。）の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の対象となる区域（以下「促進区域」という。）内において、法第十七条に規定する承認地域経済牽引事業（法第二十四条の主務大臣が定める基準に適合することについて同条の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）について、県税の課税免除をすることにより、地域経済牽引事業の促進を図ることを目的とする。

第二条中「同意集積区域」を「促進区域」に、「第五条第五項」を「第四条第六項」に、「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」を「基本計画」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って」を削り、「事業者」を「承認地域経済牽引事業者」に改める。

第三条第一項中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、「承認企業立地計画に従つて」を削り、「事業者」を「承認地域経済牽引事業者」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十九年九月二十九日から適用する。
(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下「改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「旧法」という。）第九条第一項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において当該同意集積区域に係る旧法第五条第五項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意（当該同意が平成二十九年三月三十一日までに行われたものに限る。）の日から起算して五年以内に、改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画（同項の規定に基づきなお従前の例により変更の承認を受けたものを含む。）に従つて旧法第九条第一項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成二十九年総務省令第五十五号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「旧省令」という。）第三条に規定する対象施設を設置した事業者（旧法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて旧省令第四条各号に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に係る不動産取得税又は固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

3 平成二十九年九月二十九日からこの条例の施行の日の前日までの間に不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除の申請期限は、この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進のための具税の課税免除に関する条例第四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して一月を経過した日とする。